**ａ．開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨又は重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨**

**ｂ．当該評価結果等の具体的な内容**

・　開示すべき重要な不備がある場合は、当該開示すべき重要な不備の内容、それが事業年度の末日まで是正されなかった理由、当該開示すべき重要な不備の是正に向けての方針及び当該方針を実行するために検討している計画等の内容等を記載する。

・　重要な評価手続が実施できなかった場合は、実施できなかった当該重要な評価手続の内容及びその理由を記載する。

・　財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象が発生した場合は、その事象を記載する。

・　事業年度の末日後に開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その内容を記載する。

**ｃ．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**